

小国町訓令第 2 号

庁 中
出先機関

小国町公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 2 7 日

小国町長 仁 科 洋 一



小国町公印規程の一部を改正する規程

小国町公文規程（昭和 4 1 年小国町訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、印刷する公印の印影の寸法は、使用する文書等の大きさに合わせて縮小することができるものとする。

第 9 条の 2 第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、電子公印の寸法は、使用する帳票等の大きさに合わせて縮小することができるものとする。

附 則

この訓令は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。